

鳥取県米子市東八幡：八幡神社 棟札に見る形態・内容と中世伯 耆・出雲の「八社八幡宮」

ON THE FORM, CONTENTS AND "EIGHT-HACHIMAN SHRINE" IN MEDIEVAL TIMES OF HOUKI AND IZUMO REGION ON MUNAFUDA (DEDICATION BOARD) OF HACHIMAN SHRINE IN HIGASHI-YAWATA, YONAGO-CITY, TOTTORI PREFECTURE

藤木竜也 — *1

Tatsuya FUJIKI — *1

キーワード:

棟札, 八幡神社, 八社八幡宮, 伯耆地方, 出雲地方

Keywords:

Munafuda (Dedication board), Hachiman shrine,
Houki region, Izumo region

This article organized and analyzed "34 sheets of data materials for Munafuda (Dedication board)" remained in Hachiman shrine in Higashi-yawata, Yonago-city Tottori prefecture. The ordinary configuration for Munafuda of Hachiman shrine has "Pointed end shape" for front edge and "Narrowed rear end shape" for body. The high commonality could be observed in the notation method of contents and we also found there was a stylized or defined form for Munafuda. Furthermore, we revealed that "Eight-Hachiman shrine" were established in Houki region and Izumo region in medieval times by "Data materials of Munafuda"

1. はじめに

米子市中心部から南西方面、伯耆町との市境に近い位置に八幡神社が鎮座する。創立年代は遅くとも平安時代後期にまで遡る^{注1)}といわれ、長きに渡って当地で深い崇敬を集めてきた古社である。

当社は51枚もの膨大な数の棟札を伝え、中世から近代に及ぶ古文書類も相当数に及び、中には棟札を書き写したものを含む。本稿では、それら「棟札資料」から寸法・形状、社名や工事内容の表記などを整理分析し、さらに「八社八幡宮」なる歴史的事象が中世伯耆・出雲に数かかれていたことを山陰両県の神社関係資料を援用して明らかにするものである。

本稿が対象とする八幡神社でも、鳥取県内の神社における特質、すなわち「平均して10数枚、多い例では100枚を超す^{注2)}」という多数の棟札を保有する希少な地域性をよく伝えるが、これら膨大に残存する棟札を体系的に整理分析するには未だ及んでいない。棟札の形態や内容について微細に至る検証分析をなした研究報告も九州北部の棟札を対象に分析をなした佐藤正彦博士の一連の論考^{注3)}、国立歴史民俗博物館が実施した国宝・国指定重要文化財等の棟札調査報告書を基に検証分析を行った水藤真博士の著作^{注4)}、そして山梨県内の棟札をもって精細に検証分析をなした秋山敬氏の著作^{注5)}が主に数えられるに過ぎず、棟札に係る調査研究は、まだ全国的にその全容が解明されていると言いきれないのが実情である。八幡神社は伯耆地方の一神社に過ぎないが、当社に残る「棟札資料」を通じて浮彫りとした棟札の形態・内容は1つの典例として、伯耆地方のもつ「棟札文化」を展望する上で示唆に富むものになるだろう。

2. 八幡神社棟札の形態・内容

2.1 「棟札資料」について

八幡神社が所蔵する棟札は51枚になる膨大な数に及ぶ。これは摂社・末社の棟札も含んでおり、本稿では分析考察の対象を本社社殿に限るものとした。すなわち22枚の棟札がそれにあたる。これに加

表1 八幡神社所蔵「棟札資料」一覧(形態・寸法)

No.	和暦	西暦	日付	資料形態	寸法(mm)				材厚(mm)	下部切欠(20度傾斜角)	断面形状		
					総高	肩幅	下幅	比率			種類	尖頭角度(度)	尖頭高
1	天永2年	1111	2月	紙(写し)									
2	明応7年	1498	11月20日	紙(写し)									
3	天正12年	1584		棟札	1175	180	180	1	5		尖頭	6.5	上下側傾
4				紙(写し)									
5	天正17年	1589	4月2日	棟札	1290	180	180	1	5		尖頭	4.8	上下側傾
6				紙(写し)									
7	寛永11年	1634	8月11日	紙(写し)									
8				紙(写し)									
9	景徳2年	1653	8月1日	棟札	1977	210	210	1	10	左20-20 45度	平頭	0	上下側傾
10				紙(写し)						左60-45 83.1度	尖頭	6.8	右側斗
11	延宝元年	1673	9月13日	紙(写し)	1450	250	215	1.16	18				
12				紙(写し)									
13				紙(写し)									
14				紙(写し)									
15	元禄7年	1694	新月	棟札	1985	270	260	1.08	20		尖頭	4.2	側斗
16				紙(写し)									
17	正徳5年	1715	8月29日	棟札	1608	265	245	1.08	15	左40-10 78度	尖頭	6.6	右側斗
18				紙(写し)									
19	元文3年	1738		棟札	1225	250	235	1.08	20	左20-15 53.1度	尖頭	6.8	右側斗
20	宝暦5年	1755	5月24日	棟札	1890	285	257	1.11	15		尖頭	6.0	側斗
21	明和5年	1771	4月	棟札	1985	365	290	1.22	17	右35-145 12.6度	尖頭	6.6	左側斗
22	安永10年	1781	3月21日	棟札	1977	310	280	1.31	20	右17-20 40.4度	尖頭	5.5	右側斗
23				紙(写し)						右75-75 45度	尖頭	11.5	右側斗
24	寛政11年	1789	3月24日	棟札	1545	273	260	1.05	27	左10-15 33.7度	尖頭	7.5	右側斗
25	文化8年	1809	3月	棟札	1485	240	208	1.15	23	左25-32 38度	尖頭	11.8	右側斗
26	文化13年	1816	3月29日	棟札	1980	300	300	1	30		尖頭	11.3	上下側傾
27	天保13年	1842	3月24日	棟札	1900	320	315	1.02	40	左25-15 59度	尖頭	20.8	右側斗
28	慶応2年	1868	3月12日	棟札	1910	325	325	1	35	左100-25 76度	尖頭	15.5	上下側傾
29	明治28年	1893		棟札	1910	320	330	1	35	左40-10 78度	尖頭	5.2	上下側傾
30	大正15年	1926	4月14日	棟札	1880	295	288	1.1	33		尖頭	17	側斗
31	昭和3年	1928	4月22日	棟札	1884	280	280	1.04	33		尖頭	5.9	側斗
32	昭和34年	1959	10月10日	棟札	1885	360	330	1.08	33	左175-33 79.3度	尖頭	11	左側斗
33	昭和40年	1965	9月28日	棟札	1940	270	230	1.17	33	右28-11 89度	尖頭	22.2	側斗
34	昭和41年	1966	10月2日	棟札	1915	340	280	1.21	33	左180-20 89.3度	尖頭	18.4	側斗

えて、棟札そのものは現存しないが、その書面を書き写した古文書が棟札12枚相当の記録を今に伝える。本稿では、現存する棟札22枚に古文書による棟札の写し12枚分を加えた計34枚分の「棟札資料」を解説し、棟札の形態・内容について整理分析を行う。

本稿は、2011年度日本建築学会中国支部研究発表会における発表論文^{注6)}に、加筆・修正を加えたものである。

*1 米子工業高等専門学校 助教・博士(工学)
(〒683-8052 鳥取県米子市彦名町4448)

*1 Assistant, Prof., Yonago National College of technology, Dr. Eng.

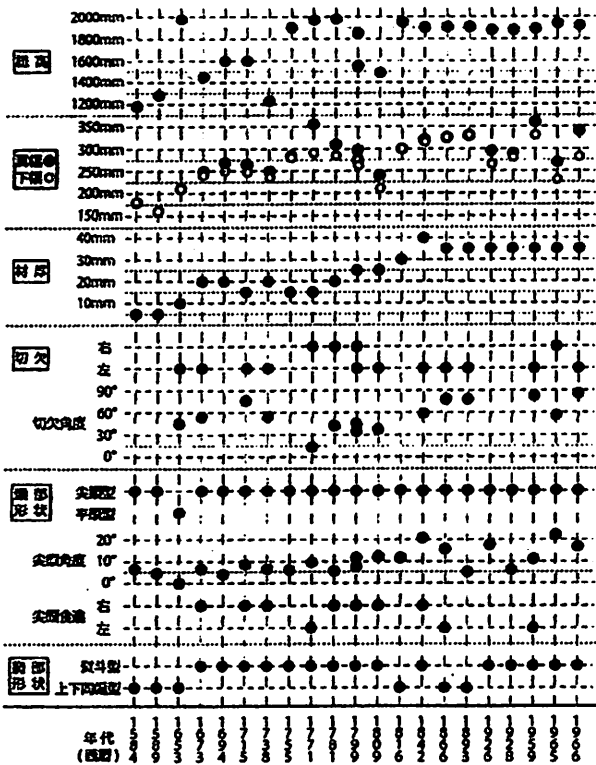


図1 八幡社棟札に見る推移(形態・寸法)

2.2 八幡社棟札の寸法・形状²⁷⁾

八幡社「棟札資料」の寸法と形状を整理したものが(表1、図1)である。まず棟札の総高は、最長1977mm、最短1175mmで、平均すると1736.9mmで比較的大きいものであった²⁸⁾。肩幅は最長360mm、最短160mm、平均280.5mmで、下幅は最長330mm、最短160mmで平均260mmである。材厚は最厚40mm、最薄5mm、平均で23.8mmであり、(図1)により、各種寸法の推移をうかがうと、近代へと推移するに応じて、棟札が全体的に大きくなる傾向にある。

また、棟札底辺の一隅を意図的に切り欠いた「切欠」を有するものが散見出来る。一部をあえて切り欠くことで塵除けを意味する「鬼門切り」とも呼ばれるものである²⁹⁾。この「切欠」が、現存棟札22枚のうち15枚(約68%)で見られ、このうち左下隅11枚(50%)、右下隅4枚(約18%)であり、全体的に縦長の「切欠」が多く(9件、約60%)、特に幕末以降は、極端な縦長形状となる「切欠角度」が急になる推移にあった。

続いて棟札形状は、頂部と胴部とで大別し、頂部は「尖頭型」が21枚(約95%)、「平頭型」が1枚(約5%)であり、「尖頭型」の「尖頭角度」(頂部角度)は、江戸中期までは10°以下が大半を占めるが、江戸後期以降は最大22.2°にまで及び、急勾配の尖頭形状が強く表現される傾向にあったことがわかる。また、頂部の一方を表から、他方を裏から斜めに切断し、裏面頂部の尖頭部分のみを左右非対称とするものも見られた。これも九州北部で慣例が伝えられるもので³⁰⁾、本稿では「尖頭全違」として整理し、八幡社棟札では11枚(50%)でうかがえ、特に正面から見て右側に裏側の尖頭部が偏るものが8枚(約36%)と多く、時期は江戸時代にほぼ限られていた。一方、胴部形状は、肩幅が下幅より大きい「熨斗型」が15枚(約68%)、「上下同幅型」が6枚(約27%)であった。

表2 八幡神社所蔵「棟札資料」一覧(内容)

No.	年代	場所	名称	形式	本文	裏文	備考	建立/修理	大工棟名	建立内容
1	天正11年	1111	八幡太神宮	八幡太神宮				建立		
2	天正17年	1499	八幡太神宮	八幡太神宮				建立		
3	天正12年	1594	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
4	天正17年	1499	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
5	天正17年	1499	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
6	天正17年	1499	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
7	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
8	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
9	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
10	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
11	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
12	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
13	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
14	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
15	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
16	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
17	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
18	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
19	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
20	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
21	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
22	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
23	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
24	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
25	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
26	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
27	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
28	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
29	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
30	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
31	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
32	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
33	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		
34	寛永11年	1634	八幡太神宮	八幡太神宮	平文型	平文型	(宛字)	修理		

2.3 「棟札資料」に見る社名表記

「棟札資料」に見る社名表記を(表2)に整理した。推移について棟札に限り傾向を見ると、天正2(1584)年の「八幡大菩薩」は神仏混淆の諸相を、17世紀中(江戸初期)は「靈廟」とそれぞれ伝える。18世紀半ばから江戸時代中では「八幡太(大)神宮」、明治時代以降は「八幡神社」である。江戸初期の「愛廟」は、菅田別尊(応神天皇)を祭ることに由来し、靈廟建築建立が相次いでいた世相の影響をうかがわせ、江戸から明治以降における「八幡太(大)神宮」から「八幡神社」への変化もまた、往時の神仏分離の世相が反映されており、政治・社会背景の影響によることを伝える。

2.4 「棟札資料」に見る願文・願主

続いて願文・願主についてふれる(表2)。願文形式も棟札に限り、(図2)にその推移をまとめた。20枚(約91%)の棟札で表裏両面に墨書きし、『棟札の研究』による分類方法³¹⁾を下地に、①「主文型」:中央に建立主題を大書きし、両側に年号、願主、関係者等を2行以上に渡り記載するもので、両側1行ずつの3行で構成するものを特に②「主文型(3行型)」と分ける。③「平文型」:右から左へと書き流す形式、④「上文型」:棟札上部に主題を記し、下部を平文型と同じく書き流す形式、⑤「単行型」:文を一行に取める形式に5分類した。表面は「主文型」(9枚、約41%)、それに次いで「主文型(3行型)」(5枚、約23%)が多く、宝暦5(1755)年以降の棟札にその傾向が強い。また、裏面は「上文型」と「平文型」がそれぞれ

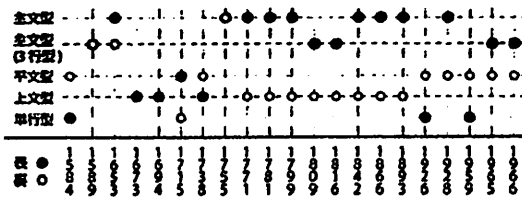


図2 八幡神社棟札に見る推移(願文形式)

7件ずつ(約32%)で多く、明和8(1771)年から明治26(1893)年の棟札までが「上文型」、以降を「平文型」とし、主題の有無がその差異である。平文の箇所に氏子を列記する点は共通しており、これが近世までは近隣各村の庄屋、近代以降は県知事に連なるものである。その願文における主題表記は、江戸期の棟札に限られ、表面は大半が「武運長久」、願主はいずれも歴代の鳥取藩主である。なお、時期的に遡る天正年間棟札は、天正12(1584)年は毛利家臣の相原景盛、天正17(1589)年は豊臣(吉川)広家の名を示す。わずか5年という極めて短期間において遷宮がなされており、当地域において政治・社会体制の変化があったことを伝える²¹²⁾。また、裏面主題は大半を「國家幸祐」とし、広く生活の平安を祈願する内容であった。

2.5 「棟札資料」に見る工事内容の表記と大工棟梁について

「棟札資料」に見られる工事内容の表記と建設関係者のうち、特に大工棟梁を(表2、図3)に整理した。工事内容は建立もしくは修理に大別できるが、その表記は様々であった。すなわち、建立を「築建」「造築(築)」「再建立」「新造営」「再建」「改築」「新築」と表記し、修理を「修理」「修造」「修築(築)」「屋根葺替」と表記する。しかし、時系列の推移に規則性は見出せず、表記の違いによる傾向は認め難いものであった。

次いで大工棟梁を見る。鳥取県内の棟札にある傾向として、大工の出身が他国、例えば備前なら備州、出雲なら雲州のように記し、地元の場合は記さないという²¹³⁾。それに倣えば、天正17(1589)年の石三郎、寛永11(1634)年の野間三亭尤衛門は地元大工と推察出来る。続く元禄7(1694)年、正徳5(1715)年、元文3(1738)年の各棟札に見る渡部伊兵衛は県内他神社棟札でもその名が知られる米子の大工一門である。明和8(1771)年棟札以降は、八幡神社が位置する馬場村をはじめ、近隣の大工が名を連ねている。18世紀後半以降はほぼ地元大工で工事を賄えるようになった²¹⁴⁾と報告されることと一致する。

3. 中世伯耆・出雲の「八社八幡宮」

3.1 「棟札資料」に見る「八社八幡宮」

元文3(1738)年棟札には、八幡神社の社歴が記されており、次のような記述がなされている。

…頼朝將軍公月試為政道⁴圖于一國八社八幡宮勸請王⁵然圖八幡宮八幡大神宮⁶八社之為勸社崇敬異他⁷…

源頼朝が鶴岡八幡宮の建立に際して「一國八社八幡宮」を勸請し、当社がその総社であったというものである。諸國に建立された²¹⁵⁾ともいう「一國八社八幡宮」だが、既往の調査研究では、未だその存在が知られるものではないようである。

類似するものとして、隣の出雲國に「八所八幡宮」が知られ、こ

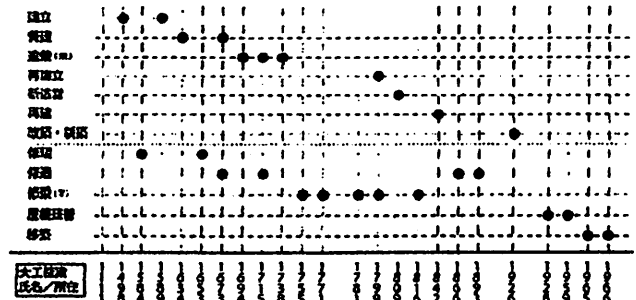


図3 八幡神社棟札に見る推移(工事表記)

れは朝廷内における平氏隆盛の契機となったという源義親の乱(1101~1108年)に端を発する、弱体化していた出雲國の拳握を新たに固策したものであったという²¹⁶⁾。既に平氏の知行園であった伯耆國に加え、出雲國にも平氏勢力が浸透することとなり、治承・寿永の乱(源平合戦、1180~1185年)ではこのことを裏付けるように伯耆・出雲兩國共に平氏方に与したことが知られる²¹⁷⁾。すなわち、出雲に敷かれた「八所八幡宮」は源頼朝との関連が認められず、八幡神社「棟札資料」が伝える「一國八社八幡宮」と同一であるとは考え難い。

3.2 出雲の「八社八幡宮」

鳥取県内の神社由緒を通覧すると、「八所八幡宮」とは別に「八社八幡宮」を散見でき、「世にこれを出雲八所八幡宮(後には八社八幡)ともいう」²¹⁸⁾などと、半ば同一のものとして混同されているようである。鳥取県内の神社を網羅した『神國鳥取』によって「八社八幡宮」もしくは鎌倉時代初頭における源頼朝との関連を伝える神社由緒を抜粋し、以下に挙げる。

安田八幡宮(鳥取県安来市伯太町)

…建久七丙辰年鎌倉右大将源頼朝卿の上使当國へ下り、八社八幡宮と被定…

南八幡宮(鳥取県安来市伯太町): 安田八幡宮から分祀

…建文七年(一一九六)頼朝は上使田橋安房守を遣はし当社を檢分させ造営を命じ建永元年(一二〇六)八月遷宮式を行った。

八川八幡宮(鳥取県奥出雲町八川)

…当社建久七年丙辰十月十五日相州鎌倉鶴岡八幡宮ヲ勸請ス則出雲國八社之内其一社也。…

佐世神社(鳥取県雲南市大東町): 合併

…境内に飯盛白神八幡宮と称し、由緒は建久年間源右府頼朝の創立にして出雲國八所八幡の一つであり、大正八年十二月本社に合併した。

來次神社(鳥取県雲南市木次町)

…誉田別命は建久三年、源頼朝が出雲地方に八社を選んで八幡宮を勸請したうちの二社で、いわゆる八社八幡の一つである。…

八幡宮(鳥取県雲南市三刀屋町)

建久年中右大将源頼朝卿の勸請との口碑也…

由來八幡宮(鳥取県飯南町頼原)

当社は源頼朝の勸請した出雲八社八幡宮の第四社である。建久七年(一一九五)源頼朝が臣田橋安房守に社地を選定させ、建永元年(一二〇六年)に至って新殿落成し、時の出雲守源佐々木義清に供奉させた。

朝山八幡宮（鳥取県出雲市松寿下町）

…建久三年には源頼朝鶴ヶ岡神威の厚料を伏りて八幡大神の神像八体を造り出雲国八社八幡宮に奉安せりと云う。世に八社八幡宮を頼朝の創立などと云い伝うるは是に依る。

下庄八幡宮（鳥取県出雲市下横町）：移築

…口碑に據れば源頼朝公莊園に地頭を置かれし時出雲国には八所八幡宮を勧請神門郡にも亦八所八幡宮を建立せられし其の一社にして、今の下横町波美入六三二番地に相当する地に社殿を創立し下庄八幡宮と称して崇敬せられ…

このように「八社八幡宮」として伝えられるものは、前述の「八所八幡宮」とは本質的に端緒を違えていることが明らかである。『神國鳥根』における各神社由緒によるだけでも8社を超えるが、正否を判断するには難く、本稿では概観するに留めるものとする。

3.3 伯耆の「八社八幡宮」

前出の八幡神社「棟札資料」を振り返りたい。「一國八社八幡宮」と示されたそれは、同様に建久年間（1190～1198年）に源頼朝の関与を伝えるものであった。つまり、先述の出雲における「八社八幡宮」と同一のものと見做すべきで、伯耆にも「八社八幡宮」が敷かれていたことを伝えると考えてよいだろう。では、八幡神社の他に伯耆の「八社八幡宮」がどれだけ伝えられているかを『鳥取県神社誌』¹⁹⁾の神社由緒から以下に示す。

因信神社（鳥取県西伯郡大山町）

…建久二年源頼朝佐々木高綱をして近因を巡視せしめし時、高綱當社の由来を聞き源家長久を破らしめんため當社を再建し…

福田正八幡宮（鳥取県西伯郡南部町）

創立年代不詳、後鳥羽天皇の御時將軍源頼朝國々に令して八幡宮を勧請せらる、當社も其例なり…

佐川神社（鳥取県日野郡江府町）

創立年代詳ならざれども、舊記に據れば往古豊前因宇佐宮より勧請し、一國八社八幡宮の一社と唱ふ…

伯耆の「八社八幡宮」は、八幡神社を加えて4社でしか把握出来ないものであった。神社由緒だけでは正確に判断し難く、出雲の「八社八幡宮」同様にひとまず概観するに留めるものとする。

本稿が主として検証対象としてきた八幡神社「棟札資料」をはじめ、他の神社由緒にも伝えられてきたように、「八社八幡宮」が「諸國」を通じて敷かれていた確証は乏しいが²⁰⁾、後世のものではあるが、多様な角的な記録・資料の数々が中世伯耆・出雲に「八社八幡宮」を敷いていた、その事実を浮彫りにし、鎌倉幕府開府間もない建久年間（1190～1198年）に源頼朝の関与を伝えていた。伯耆・出雲の両国とも平氏勢力の浸透する地であり、鎌倉幕府新政権の勢力拡大を図る築政一致の策を講じたものであった可能性を考え得る。

4. まとめ

本稿は、鳥取県米子市東八幡に鎮座する八幡神社にあって、多数の棟札を保有する伯耆地方における希有な地域性をよく伝える51枚の棟札の内、本社社殿に関わる棟札とその写し34枚分の「棟札資料」について検証分析を行ったものである。

その棟札形態・内容は、頂部を「尖頭型」、胴部を「熨斗型」とした左下隅に縦長の「切欠」を伴う、総高平均1736.9mmに及ぶ比較的大きいものが大部分を占めるものであった。特にその寸法は、総高・材厚共に江戸中期頃から大きくなる推移が見られ、江戸後期以降は

特に「尖頭角度」や「切欠」が急勾配になる傾向にあった。また、棟札に示された内容も、江戸時代中期頃からは社名表記、願文形式・内容（主題）、願主まで共通性が高く、棟札内容の定型化が図られていたことがうかがわれた。これは大工棟梁に近隣の大工が名を連ねるようになるのと軌を一にするものであり、伯耆地方における他神社棟札との比較検証をもってさらなる研究分析を望みたい。

さらに本稿では、山陰両県の各神社由緒を援用しながら、鎌倉幕府の新政を顕現するものとして、中世伯耆・出雲に敷かれた「八社八幡宮」なる歴史的事象を明るみにし、伯耆地方のもつ「棟札文化」について論及をなした。

注

- 注1) 米子市福さん協議会：新修米子市史 第一巻、米子市、2003.3、pp.931
- 注2) 鳥取県教育委員会文化財課編：鳥取県の近世社寺建築—鳥取県近世社寺建築緊急調査一、鳥取県教育委員会、1987.3、pp.15
- 注3) 佐藤正彦：九州北部及び隣接地に於ける棟札の形態と材質の研究、日本建築学会計画系論文集、第462号、pp.157-165、1994.8など
- 注4) 水藤真：棟札の研究、思文閣出版、2005.7
- 注5) 秋山敬：棟札の基礎的研究—主として甲斐國の事例を素材として—、岩田書院、2010.2
- 注6) 拙稿：鳥取県米子市東八幡：八幡神社の棟札に見る社殿の来歴について、日本建築学会中国支部研究報告集、第35巻、pp.909-912、2012.3、拙稿：鳥取県米子市東八幡：八幡神社の建築的特徴に見る山陰地方における八幡神社社殿形式の伝播について、日本建築学会中国支部研究報告集、第35巻、pp.913-916、2012.3
- 注7) 棟札の材質は杉・檜・櫟の3種で、特に杉材が多く見受けられたが、断定にまで及び難いため論考からは除くこととした。
- 注8) 前掲注3九州北部及び隣接地に於ける棟札の形態と材質の研究、山崎友恵ほか3名：北海道における棟札に関する研究、日本建築学会北海道支部研究報告集、No.83、pp.557-560、2010.7では、曲尺1尺2寸を8等分したうちの吉寸との相関性を検証し、多く一致しないことが報告されるが、八幡神社の棟札でも吉寸に依らない点は共通する。
- 注9、注10) 前掲注3九州北部及び隣接地に於ける棟札の形態と材質の研究、pp.158-159
- 注11) 前掲注4棟札の研究、pp.19
- 注12) 天正17（1589）年棟札は「奉建立若宮尊社」とある。後の棟札だが、境内に神宮皇后社や仲哀天皇社が存在してことを伝え、菅田別命（応神天皇）を祭る本社社殿を若宮と称したと察する。
- 注13、注14) 前掲注2鳥取県の近世社寺建築—鳥取県近世社寺建築緊急調査一、pp.16-21
- 注15) 伯州相見郎大社八幡宮御由所書、八幡神社蔵、1779米子市史福さん協議会：新修米子市史 第九巻資料編近世2、米子市、2002.3、pp.584-585収載に「…中古右大符頼朝公鎌倉鶴岡八幡宮御建立之期、諸國一ヶ國ニ八社之八幡宮建立之御下知之節、当社再勧請之由…」とある。
- 注16) 東出雲町誌編さん委員会編：東出雲町誌、東出雲町誌務課、1978.7、pp.182、pp.186など
- 注17) 鳥取県編：鳥取県史 第2巻、鳥取県、1973.3鳥取県編：鳥取県史 通史編（一）、臨川書店、1968年、なお、因幡・石見両国は源氏方に与したという。
- 注18) 鳥取県神社庁編：神國鳥根、鳥取県神社庁、1981.4、pp.101南八幡宮（原典では「八幡宮」と明記）の由緒による。
- 注19) 鳥取県神職会編：鳥取県神社誌、鳥取県神職会、1935
- 注20) 前掲注19鳥取県神社誌によれば因幡國の各神社由緒には「八社八幡宮」に関わる明記は見出せず、また、同様に前掲注18神國鳥根を通覧しても石見國の各神社では建久年間（1190～1198年）に鶴岡八幡宮から勧請した旨は散見出来るが、源頼朝の関与や「八社八幡宮」に関わる明記は見出し難い。